

臼杵市 保育料 認可保育園・認定こども園（保育園部）

令和8年4月版

＜3歳未満（令和5年4月2日生～）：保育料＞											
階層	階層区分		基準額 （本来の保育料）			第1子 軽減後の保育料		第2子 軽減後の保育料		第3子以降 軽減後の保育料	
			標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	10	生活保護世帯	通常	0	0	軽減 適用	0	0	0	0	0
2	22	市民税非課税	通常	0	0		0	0	0	0	
	21		ひとり親	0	0		0	0	0	0	
3	34 34	市民税所得割 48,600円未満 （市民税均等割 課税世帯含む）	通常	17,000	16,800	→	17,000	16,800	8,500	8,400	
	32 32		ひとり親	8,000	7,900	8,000	7,900	0	0		
4	41	市民税所得割 48,600円以上 77,101円未満	ひとり親	9,000	8,800	9,000	8,800	0	0		
	42		通常	26,000	25,600	26,000	25,600	13,000	12,800		
	43		通常	26,000	25,600	26,000	25,600	13,000	12,800		
5	50	市民税所得割 169,000円未満	通常	38,000	37,400	38,000	37,400	19,000	18,700		
6	60	市民税所得割 301,000円未満	通常	53,000	52,100	53,000	52,100	26,500	26,050		
7	70	市民税所得割 397,000円未満	通常	60,000	58,800	60,000	58,800	30,000	29,400		
8	80	市民税所得割 397,000円以上	通常	60,000	58,800	60,000	58,800	30,000	29,400		

令和5年4月より保育所・認定こども園の保育料をすべて無償化しました。

＜軽減の仕組み＞

- ① 3歳以上児は無料。非課税世帯の3歳未満児も無料。（令和元年10月からの無償化対象）
- ② 3歳未満児、第2子以降は無料。（臼杵市にここに保育支援事業の対象）
- ③ 3歳未満児、第1子は臼杵市独自で無料。階層区分については、小学校就学前児童までがカウント対象。（国制度基準より）

※各園で徴収する給食費、通園バス利用料などは、実費になります。

3歳以上児の給食費については、階層や子どもの人数（小学校就学前まで）により減免の制度があります。
 臼杵市では、副食費（おかず代やおやつ代）が発生した方について、上限1,800円/月まで補助をしています。
 3歳未満児の給食費については、保育料の中に含まれています。

※基準額や軽減の仕組みは、変更される場合があります。